令和６年度防犯カメラ設置費補助金　事前協議時の提出書類

１　防犯カメラ設置協議書

・別紙記入例を参考に記入してください。

・設置の場所は、優先順位の高いほうから記載してください。市の予算の都合上、希望台数すべてを補助できない場合があることを、ご承知ください。

２　見積書

・事前協議時の見積書は１者分で結構です。（ただし、事前協議後に提出いただく補助金交付申請書には原則２者以上の見積書を添付していただきます）。

・希望台数すべてを補助できない場合、お手数ですが、調整した台数であらためて見積書を取っていただきます。

・契約は、補助金交付決定後に、上記の補助金交付申請書に添付いただいた見積書のなかから、最低金額の事業者と契約していただきます。原則として最低金額の事業者以外と契約することはできませんのでご注意ください。

■見積書作成時の注意事項（業者さんにお伝えください）

①「諸経費」は可能な限り少額になるよう、項目出しできるものは、独立した項目としてください（**特に、東電申請費、各種代行手数料・申請手数料などは必ず独立した項目としてください**）。

②各項目の金額の内訳がわからなくなるため、**値引きの項目は設けないでください。**（値引き後の金額で見積書を作成してください。）

３　カタログ等

・カメラ、レコーダー、カメラコントローラなど、購入する関連機器すべてについて、カタログ・スペック表など仕様がわかるものを提出してください。

４　防犯カメラ設置位置図

・地図等にカメラの設置位置を示してください。

５　撮影予定範囲

・設置位置の写真（設置予定位置の正面から設置予定位置に向かって撮影）

・撮影予定範囲の写真（設置予定位置から撮影予定範囲に向かって撮影）